

〇このはな芝生広場使用等に関する要綱

令和5年7月1日告示第93号

このはな芝生広場使用等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、このはなパーク上里に人を迎え入れ、人が集まり、人が憩える空間を創出するため、このはな芝生広場(以下「広場」という。)の使用に関し、上里町行政財産の使用料に関する条例(平成6年上里町条例第21号。以下「条例」という。)及び上里町行政財産の使用料に関する条例施行規則(平成13年上里町規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第7号から第10号までに掲げる行為であって、規則第2条の許可申請等に係るものについては、この限りでない。

- (1) 広場の管理上支障となる行為をすること。
 - (2) 広場を損傷し、又は汚損すること。
 - (3) 公園利用者にとって危険、又は迷惑となる行為をすること。
 - (4) 集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になる行為をすること。
 - (5) 政治的又は宗教的行為をすること。
 - (6) 公共の福祉を阻害するおそれがある行為をすること。
 - (7) 業として、写真又は映像を撮影すること。
 - (8) 興行を行うこと。
 - (9) 募金又は署名活動その他これらに類する行為をすること。
 - (10) 物品の販売その他これらに類する行為をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が広場の管理に支障があると認める行為をすること。

(申請書等の提出)

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、広場の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第2条に定める行政財産使用許可申請書(以下「申請書」という。)に加え、このはな芝生広場使用に係る事業計画書(様式第1号。以下「事業計画書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び事業計画書は、町民及び町内に事業所を有する者にあつては使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日)前6月から14日までの間に、それ以外のものにあつては使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日)前3月から14日までの間に提出しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第4条 広場を使用できる時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、準備作業により時間外に使用する必要がある場合、又は町長が特別に認める場合は、この限りではない。

2 広場は引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 同一のものが1の月に広場を使用できる日数は、3日を限度とする。ただし、町長が認めるときは、この限りではない。

(使用許可)

第5条 町長は、第3条第1項の規定に基づき申請者が申請書及び事業計画書を提出した場合において、広場の使用を許可するときは、規則第2条第2項による許可通知に加え、このはな芝生広場使用指示書(様式第2号。以下「指示書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の指示書により広場の使用に必要な条件を付することができる。

(報告)

第6条 申請者は使用終了後14日以内にこのはな芝生広場使用に係る事業報告書(様式第3号。以下「報告書」という。)を町長に提出するものとする。

(使用料)

第7条 条例第2条による広場の使用料は、別表に定めるものとする。

(使用料の減免)

第8条 町長は、条例第3条により広場の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用料を減免する場合は、条例第3条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 国や地方公共団体が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

3 使用料の減免を受けようとする者は、規則第8条により減免申請を行うものとする。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、条例第4条により、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰ることができない理由により、行政財産を使用することができなとき。

(遵守事項及び指示)

第10条 広場を使用するときは、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) このはなパーク上里立地事業者との連携、調和に努めること。
- (2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 広場に危険物を持ち込まないこと。
- (4) 参加者の整理及び安全確保を行い、また、歩行者及び車両の通行を妨げないよう配慮すること。
- (5) 使用に係るトラブル及び事故等は、申請者が責任をもって処理し、又は解決すること。この場合において、与えた損害については申請者が賠償すること。
- (6) 超過使用等、申請者の責任により生じるあらゆる損害に対し町は一切の責任を負わない。
- (7) 広場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (8) その他、町長の指示に従うこと。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し指示をすることができる。

(使用の中止等)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を中止し、制限し、又は停止(以下「使用の中止等」という。)させることができる。この場合において、町長は一切の賠償責任を負わないものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、広場の使用の中止等を行う場合は、このはな芝生広場使用中止等通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(原状回復)

第12条 申請者は、広場の使用を終えたとき、又は前条第1項の規定により使用の中止を受けたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 申請者は、広場の使用において、自己の責めに帰すべき事由により、広場若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示に従い、賠償しなければならない。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第7条関係)

このはな芝生広場使用料

使用区分		使用料	
		物販・入場料あり	物販・入場料なし
全体を使用	1日当たり AM8:00~PM6:00	8,000円	3,000円
	半日当たり AM8:00~PM1:00 PM1:00~PM6:00	4,000円	1,500円
半面を使用	1日当たり AM8:00~PM6:00	4,000円	1,500円
	半日当たり AM8:00~PM1:00 PM1:00~PM6:00	2,000円	750円
4分の1を使用	1日当たり AM8:00~PM6:00	2,000円	750円
	半日当たり AM8:00~PM1:00 PM1:00~PM6:00	1,000円	375円

備考

- 1 広場内の通路及び植栽帯は使用禁止とする。
- 2 広場を使用できる時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、準備作業により時間外に使用する必要がある場合、又は町長が特別に認める場合を除く。
- 3 入場料(参加費)は催し等に参加するための対価であって、会場で支払う入場料に限らない。
- 4 使用者は、使用許可を受けた時間を超過して使用した場合は、当該超過した区分の使用料を支払うものとする。ただし、この場合の使用は、直後の時間区分の使用がない場合に限る。

上里町長 様

申請者	氏名(団体名及び代表者名)			
	住所(所在地)			
	取扱責任者氏名		電話番号	

このはな芝生広場の使用に係る事業計画書は以下のとおりです。

広場の使用に当たっては、このはな芝生広場使用等に関する要綱(令和5年7月1日公告第 号)及び関連する条例等を遵守します。

行事名称				
行事内容				
使用日時 ※8時～18時の間	年 月 日 ()	時から		
	年 月 日 ()	時まで		
使用区画 ※別添「平面図」参照	<input type="checkbox"/> 全体	<input type="checkbox"/> A区画	<input type="checkbox"/> B区画	
	<input type="checkbox"/> 半面	<input type="checkbox"/> C区画	<input type="checkbox"/> D区画	
販売行為	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し			
飲食行為	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し			
入場料	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し			
駐車場 ※広場内に駐車場はありません	<input type="checkbox"/> 確保(内容:) <input type="checkbox"/> 不要			
トイレ ※広場内にトイレはありません	<input type="checkbox"/> 確保(内容:) <input type="checkbox"/> 不要			
参加者数				
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 土地利用計画書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

このはな芝生広場使用指示書

第 号
年 月 日

様

上里町長

印

このはな芝生広場の使用にあたり次のとおり指示します。

指示事項	使用終了後2週間以内に写真(準備中、開催中、撤収後)を添付した「事業報告書(様式第3号)」を提出すること。
行事名称	
行事内容	
使用日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
使用区画 ※別添「平面図」参照	<input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> A区画 <input type="checkbox"/> B区画 <input type="checkbox"/> 半面 <input type="checkbox"/> C区画 <input type="checkbox"/> D区画
販売行為	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し
飲食行為	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し
入場料	<input type="checkbox"/> 有り(内容:) <input type="checkbox"/> 無し
駐車場について	<input type="checkbox"/> 確保(内容:) <input type="checkbox"/> 不要
トイレについて	<input type="checkbox"/> 確保(内容:) <input type="checkbox"/> 不要
参加者数	
使用料	円
備考	

- 1 使用当日に、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 使用終了後2週間以内に準備中、開催中、撤収後の写真を添付した「事業報告書(様式第4号)」を提出すること
- 3 広場内の通路及び植栽帯は使用禁止とする。
- 4 広場を使用できる時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、準備作業により時間外に使用する必要がある場合、又は町長が特別に認める場合を除く
- 5 使用者は、使用許可を受けた時間を超過して使用した場合は、当該超過した区分の使用料を支払うものとする。ただし、この場合の使用は、直後の時間区分の使用がない場合に限る。

上里町長 様

令和 年 月 日付け第 号で指示のあったこのはな芝生広場使用に係る事業について下記のとおり報告いたします。

申請者	氏名(団体名及び代表者名)			
	住所(所在地)			
	取扱責任者氏名		電話番号	
行事名称				
使用日時実績	年 月 日 ()	時から		
	年 月 日 ()	時まで		
使用区画 ※別添「平面図」参照	<input type="checkbox"/> 全体	<input type="checkbox"/> A区画	<input type="checkbox"/> B区画	
	<input type="checkbox"/> 半面	<input type="checkbox"/> C区画	<input type="checkbox"/> D区画	
参加者数(延べ人数) ※概ねで可	名(うち演者、スタッフ等 名)			
事故等の有無	あり ・ なし ありの場合、事故等の詳細			
広場の損傷等の有無。	あり ・ なし ありの場合、広場の損傷等及び復旧の詳細			
その他特記事項				
添付書類	<input type="checkbox"/> 実施状況写真(準備中、開催中、撤収後) <input type="checkbox"/> その他()			

このはな芝生広場使用中止等通知書

第 号
年 月 日

様

上里町長 印

このはな芝生広場使用等に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、このはな芝生広場の使用を（中止・制限・停止）するので、通知します。

※中止の通知を受けた場合は速やかに原状回復してください。

（中止・制限・停止）を行う日時、又は期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分 まで

理由等

「中止」の場合はその理由 「制限」の場合はその内容
「停止」の場合はその理由と使用再開の条件